

### 要綱案の取りまとめに向けた検討(3)

破産管財人が債権届出の受領等に関する事務を取り扱うことについて、どのように考えるか。

#### 【甲案】

破産手続において、破産管財人が、債権届出に関する事務を行うことができる以下の規律を設けるものとする。

- ① 破産管財人は、破産手続の円滑な進行を図るため必要があるときは、裁判所の許可を得て、債権届出（申出）の受領等に関する事務を取り扱うことができる。
- ② 破産管財人は、①の許可を得たときは、知れている破産債権者に対し、当該破産管財人が債権届出（申出）の受領等に関する事務を取り扱う旨を通知しなければならない。
- ③ 破産管財人が①の許可を得たときは、破産債権者は、（債権届出期間内に、）最高裁判所規則で定めるところにより、書面又は電磁的方法により債権届出により届け出るべき事項を当該破産管財人に対して届け出る（申し出る）ことができる。
- ④ 破産管財人は、債権届出期間の末日から2週間以内に、③により破産債権者から届出（申出）があった事項について届出を作成し、裁判所に提出しなければならない。
- ⑤ ④により破産管財人から届出が提出されたときは、当該届出に記載され、又は記録されている破産債権、別除権又は準別除権については、債権届出期間の末日（当該末日よりも前に当該届出が提出された場合にあつては、当該提出の日）に、債権届出の提出があったものとみなす。

（注）再生手続における管財人及び更生手続における管財人につき甲案と同様の規律を設ける。

#### 【乙案】

破産管財人が破産債権者から債権届出書を受け取り、これを裁判所に提出することについては、今後の実務上の解釈及び運用に委ねることとし、特段の規律を設けないものとする。

○中間試案第3の1(3)「破産管財人と債権届出」

#### 【甲案】

破産債権者が多数に上るケースにおいて、破産管財人が、裁判所の決

定を得て、次のような債権届出に関する事務を行うことができる規律を設けるものとする。

- ① 破産債権者は、破産管財人に対して、債権届出をすることができる。
- ② 破産管財人は、裁判所に対して、①の規律により受けた債権届出を届け出る。

#### 【乙案】

破産管財人が破産債権者から債権届出書を受け取り、これを裁判所に提出することについては、今後の実務上の解釈及び運用に委ねることとし、特段の規律を設けないものとする。

#### (説明)

##### 1 意見募集の結果等

中間試案に対する意見募集においては、破産管財人が破産債権者の債権届出の受領等に関する事務を取り扱うこと（中間試案の第3の1(3)）につき、規律を設けるものとする甲案に賛成する意見がある一方で、今後の実務上の解釈及び運用に委ねることとし、特段の規律を設けないものとする乙案に賛成する意見もあった（なお、以下では、中間試案の第3の1(3)の甲案と乙案については、「中間試案の甲案」と「中間試案の乙案」と、この部会資料の甲案と乙案については、「本文の甲案」と「本文の乙案」と記載している。）。

中間試案の甲案に賛成する意見の理由としては、極めて多数の破産債権者が存在する事件等では、破産管財人がその事件のために構築した独自のシステムによる債権届出の提出を認める必要があることを指摘するものがあった（なお、中間試案の甲案に賛成する意見の中には、破産管財人が債権届出の受領等に関する事務を取り扱うことができるのは、債権者が多数に上る事案に限定することを明確にすべきであるとの意見もあった。）。

他方で、乙案に賛成する意見の理由としては、裁判所が債権届出に関する適切なシステムを構築すれば、このような規律を設ける必要はないものと指摘するものや、現行の実務で問題が生じていない以上、あえて明文で規律を設ける必要はなく、新たに明文で規律を設けることとすると、事案に応じた柔軟な解釈が困難になるとするものなどがあった。

##### 2 検討の視点等

###### (1) 適用範囲

第9回会議では、本文の甲案のような規律を設けるとして、どのような事案において用いるのかにつき、多数の債権者が存在する事案等を想定すべきである旨の意見があった。上記のとおり、意見募集においても、そのような意見があった。他方で、同会議では、現在の実情として、特定の裁判所の手続では、そのような事案に限定されずに、債権届出を破産管財人が受け取っている旨の紹介があった。本文の甲案の規律を設ける場合には、ど

ういった場面で、この規律を用いるのか検討をする必要がある。

## (2) 破産管財人による裁判所への届出の提出等

本文の甲案では、飽くまでも破産管財人は裁判所そのものではないことを前提に、債権届出の効力は、破産管財人が裁判所に債権届出を提出することにより、生ずることとしている。そのため、裁判上の請求を理由とする時効の完成猶予・更新の効力についても、破産管財人が裁判所に債権届出をすることにより生ずることとしている（その時期は、④と⑤参照）。

第9回会議では、解釈上、破産管財人が債権届出を受領した時点で消滅時効の完成猶予の効果を認める余地について指摘があった。裁判上の請求による時効の完成猶予・更新は、上記のとおりであるが、破産債権者の破産管財人に対する債権届出の提出（申出）を捉えて「催告」（民法第150条第1項）と構成する考え方をとることも考えられる。

なお、第9回会議では、現行法の解釈として、裁判所が破産管財人に対して届出の受領権限を付与しており、破産管財人に対する債権届出の提出を裁判所への届出の提出と同視するとの考えにつき言及する指摘もあった。

## (3) 今後の検討

以上の適用範囲や、時効の考え方を踏まえつつ、破産管財人が受領した債権届出を裁判所に提出しなかった場合の破産管財人の責任の在り方等も考慮し、本文の甲案をとるかどうかなどにつき検討することとなる。仮に、その適用範囲等につき、議論が収斂しない場合には、今後も、引き続き、解釈に委ねることとする（本文の乙案とする）ことが考えられる。

なお、別除権者は、別除権の目的である財産及び別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額（予定不足額）についても届出をしなければならないものとされている（破産法第111条第2項。準別除権者も同様である（同条第3項）。）ところ、この予定不足額についても、破産管財人による認否の対象になるものとされている（破産法第117条第1項第4号）。そこで、仮に、破産債権の届出につき規律を設ける（本文の甲案をとる）場合には、別除権及び準別除権に関する事項についても、同様に規律を設けることが考えられる。

## 3 更生手続・再生手続

仮に、本文の甲案をとる場合には、更生手続及び再生手続の管財人についても、同様の規律を設けることが考えられる。なお、再生手続における再生債務者については、第9回会議の議論等を踏まえて、本資料では、取り上げていない。

## 4 破産債権者による債権届出の提出の省略

部会資料12では、破産債権者による債権届出の省略につき提案をした。もっとも、第9

回会議では、この見解に否定的な意見が少なくなかったことから、本資料では、取り上げていない。

(参考)

○部会資料12の第2・2

破産手続において、知っている破産債権については、破産債権者による債権届出の提出の省略を可能とする以下の制度を設けることについて、どのように考えるか。

- ① 破産管財人は、破産手続の円滑な進行を図るため必要があるときは、債権届出期間内に、裁判所の許可を得て、知っている破産債権について、届出事項を記載した特定債権者表を作成し、裁判所に提出することができる。
- ② 破産管財人は、①の特定債権者表を提出したときは、直ちに、当該特定債権者表に記載された破産債権者に対し、特定債権者表に記載された事項のうち当該破産債権者の有する破産債権に係る事項を通知しなければならない。
- ③ 破産管財人が①の特定債権者表を提出したときは、当該特定債権者表に記載されている破産債権(破産債権者が債権届出期限内に自ら届出をしたものを除く。)については、当該特定債権者表が提出された時に届出があったものとみなす。